

快適で暮らしやすいまち

- 自然と開発のバランスのとれた土地利用が図られ、快適な住環境や良好な景観が形成され、心地よく暮らすことができるまちを目指します。
- 子どもから高齢者まで誰もが気軽に外出できるよう、公共交通や道路、歩道などの都市基盤が整備されたまちを目指します。
- 働く場所の確保と定住が進み、多様な世代が安心して暮らせるまちを目指します。

取組方針1 生活の基盤が整ったまちをつくらう

土地利用構想を踏まえ、地域の特性を生かし、バランスのとれた計画的な土地利用を推進します。

自然災害に強い河川の整備や自然に配慮した親水空間の機能を兼ね備えた河川の整備とともに、下水道未整備地区の計画的な整備を進めます。



◀ 市中心部のまちなみ (取組分野：土地利用)

- | | | |
|------|--------|-------|
| 取組分野 | 1 土地利用 | ▶P134 |
| | 2 河川 | ▶P136 |
| | 3 下水道 | ▶P138 |

取組方針2 便利で快適な住環境をつくらう

子どもから高齢者まで誰もが気軽に外出できるように公共交通のサービスの向上や、幹線道路と歩道の計画的な整備を進めます。

快適な住環境の形成のため、都市基盤の整備や景観に配慮した住環境の整備を推進します。

- | | | |
|------|---------|-------|
| 取組分野 | 1 公共交通 | ▶P140 |
| | 2 道路 | ▶P142 |
| | 3 市街地整備 | ▶P144 |
| | 4 景観 | ▶P146 |



さんさんバス (取組分野：公共交通) ▶

取組方針3 多様な世代の定住・移住を促進しよう

建築物の耐震化の促進や空き家の活用により、良質な住まいの形成を進めます。

働く場所の確保や働きやすい環境づくりに向けた取り組みを推進します。

- | | | |
|------|--------|-------|
| 取組分野 | 1 住まい | ▶P148 |
| | 2 雇用対策 | ▶P150 |



整然と立ち並ぶ住宅地 (取組分野：住まい)

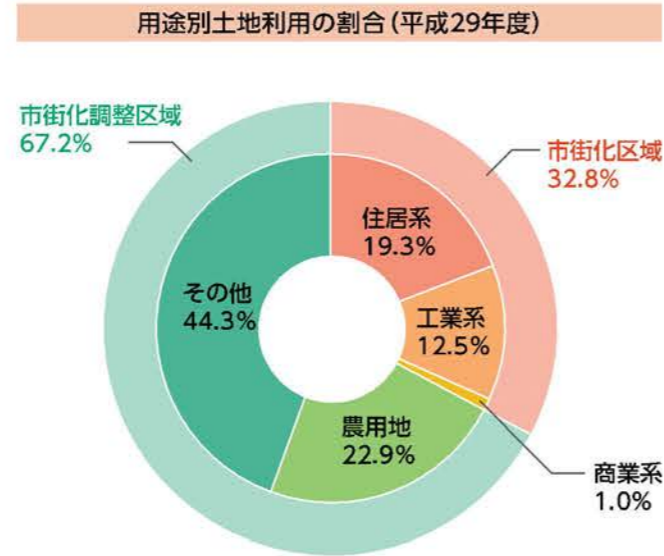


《星のメッセージについて》
星型の枠の中に書かれているメッセージは、平成30年7月7日七夕の日に開催した「将来のみよしをみんなで考える まちづくりシンポジウム」の市民参加企画「星に願いをこめて」で、市民の皆さんに記入していただいた「20年後のみよし市への願い」の一部を引用したものです。

土地利用

●現状と課題

本市の土地利用は、駅周辺や市役所周辺の住宅地、市中心部の商業地、そして自動車産業を中心とした工業地が点在し、市全域の3,219haが豊田都市計画区域として定められ、市街化区域1,057haと市街化調整区域2,162haに区分されています。市街化区域では、住居系620ha、商業系34ha、工業系403haの用途地域が指定され、また、市街化調整区域では、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域738haが指定され、優良農地として保全されています。



資料：都市計画課、産業課

現在施行中の三好中部特定土地区画整理事業による新市街地整備、愛知大学跡地における地区計画^{*1}制度の活用など、まちが大きく成長し、発展する一方で、市街化調整区域内に介在する農地や市街化区域内の低未利用地の利用促進は重要な課題であり、地域の特性を生かしたバランスのとれた土地利用を図る必要があります。

具体的な土地利用を進める上で、土地の境界や面積などの地籍の明確化が重要であり、本市では、昭和60年度から計画的に地籍調査^{*2}を実施しています。しかし、地籍調査には長い年月を要するばかりでなく、関係する土地所有者の理解と協力が不可欠であるため、調査に関する広報活動を十分に行い円滑な調査ができるようにすることが必要です。

●取組分野のねらい

地域の特性を生かし、バランスのとれた計画的な土地利用を推進することで、市全域で調和のとれた秩序ある土地利用と良好な住環境の形成を目指します。

●目標指標

指標名	指標の定義	現状値	中間値 (令和5年)	目標値 (令和10年)
市街化区域の面積割合	市域に占める市街化区域の割合	32.8%	33%	34%

主な取組

1 計画的な土地利用の推進

土地利用構想や都市計画に関する基本的な方針に基づき、地域の特性を生かし、バランスのとれた計画的な土地利用を推進します。

2 まちづくり土地利用条例による開発などの誘導

まちづくり土地利用条例に基づき、開発事業の手続や審査などを行い、必要な助言、勧告などを行います。

3 地籍調査事業の推進

土地の有効利用や権利の保全を図るために必要不可欠な地籍の明確化を土地所有者の協力を得て進め、土地に関する基礎情報を整備します。

市民の役割

土地は限られた地域資源として認識し、周辺環境との調和を図りつつ、効果的・効率的な利用に努めるとともに、土地に関する基礎情報を明確にする地籍調査の意義や必要性を理解して、自発的に参加し、事業の推進に関わります。



関連計画等

● みよし市まちづくり基本計画(令和元年度見直し予定)



用語解説

- ※1 地区計画…都市計画法に定められたまちづくりの手法の一つで、一定のまとまりを持った地区を対象に、その地区の実情に合ったきめ細かい規制を行う制度のこと。
- ※2 地籍調査…一筆ごとの土地について、その所有者・地番・地目の調査や境界の位置と面積の測量を行い、その結果を「地籍簿」と「地籍図」にとりまとめることをいい、土地に関する基礎的な調査のこと。

河川

●現状と課題

近年の異常気象による突発的な集中豪雨や台風がもたらす大雨が多発していることなどから、水害による被害の防止や日常生活の排水先として、河川の果たす役割は大きく、その整備や維持管理が重要なものとなっています。

境川など県管理の2級河川は、5年に一度(5年確率)の大雨に耐える構造・形状によって、整備はほぼ完了しています。市が管理する準用河川6河川のうち3河川(唐沢川・福田川・大曲川)は改修を完了しています。砂後川・茶屋川の整備は現在、事業を進めており、寺田川については、現在整備中の2河川の整備後、改修に着手する必要があります。

準用河川の5年確率の大雨に対する河川改修率は、54%程度で、今後も河川改修を進めていくことが必要です。

雨水流出抑制対策として、区画整理事業などの大規模開発における雨水を一時的に貯めておく調整池の整備や、市役所などの公共施設では雨水貯留施設を設置しています。また、市街地における雨水対策として三好中島地区で調整池の整備を行います。

境川流域の浸水被害防止を目的として、平成26年3月に「境川・猿渡川流域水害対策計画」と「河川整備計画」が策定されました。今後は、未整備河川の自然に配慮した改修を進めるとともに、開発などに対する雨水貯留浸透施設^{*}の設置が必要であることを広く市民に周知する必要があります。

●取組分野のねらい

台風など自然災害に対応した排水環境を整え、境川流域の関係市町と連携し、治水に向けた取り組みを進めるとともに、河川改修に際しては、自然に配慮した親水空間としての機能を兼ね備え、都市空間との調和に配慮した河川計画づくりと整備を目指します。

●目標指標

指標名	指標の定義	現状値	中間値 (令和5年)	目標値 (令和10年)
準用河川の改修率	準用河川の総延長に占める整備済延長の割合	54.5%	58%	61%

主な取組

1 準用河川の整備

災害に強い治水事業として河川の整備を行うとともに、自然に配慮した多自然型護岸の整備や親水空間としての機能に配慮した水辺の憩いの場づくりを進めます。



多自然型護岸の整備イメージ(砂後川)

2 雨水流出抑制対策の実施

境川流域の浸水被害防止を目的として策定された「境川・猿渡川流域水害対策計画」を基に、雨水流出抑制対策などを実施します。

市民の役割

一定の規模の施設などでは雨水貯留浸透施設の設置などにより、境川流域の浸水被害の防止に努めます。

河川が親水空間として安全、快適に利用できるように河川に関心を持ち、ごみ拾いや草刈りなど、できることから積極的に取り組みを始めます。



関連計画等

- 境川・猿渡川流域水害対策計画(平成26年3月から)
- 河川整備計画(平成26年3月から)



用語解説

^{*} 雨水貯留浸透施設…雨を一時的に溜めておき、水資源として活用するための施設(雨水貯留施設)と雨水を効率良く大地に浸透させるための施設(雨水浸透施設)の総称のこと。

下水道

●現状と課題

本市の下水道事業には、公共下水道事業や農業集落排水事業、コミュニティ・プラント(小規模下水処理施設)事業があります。現在、農業集落排水事業、コミュニティ・プラント事業の整備は完了しており、公共下水道事業で順次事業区域の拡大を図り、河川や池、海などの公共用水域の水質保全や公衆衛生の向上、浸水の防除に努め、下水道の普及を促進しています。また、下水道区域内における未接続家庭の接続の促進を毎年実施し、平成29年度末の水洗化率は、92.8%となっています。

しかし、供用開始してから30年以上経過している施設もあり、老朽化による今後の施設改築・更新コストや維持管理コストの増大が懸念されており、長期的な観点から効率的な改築・更新、運営管理手法の検討や農業集落排水施設、コミュニティ・プラント施設の公共下水道への接続替えが必要です。

また、下水道事業が地方公営企業^{※1}としてより独立性を強めるため、平成31年4月から地方公営企業法の規定を適用し、経済活動の状況が把握しやすい公営企業会計に移行します。今後は将来人口増加の鈍化に伴う、使用料などの料金収入を考慮しながらサービスの安定化を図るため、さらに経営の健全化を推進する必要があります。

●取組分野のねらい

下水道未整備地区の整備を計画的に行い、生活環境の改善と公共用水域の水質の保全を促進し、生活基盤が整ったまちを目指します。

●目標指標

指標名	指標の定義	現状値	中間値 (令和5年)	目標値 (令和10年)
水洗化率	下水道を利用できる全人口のうち、下水道に接続している人口の割合	92.8%	93.4%	93.9%

主な取組

1 下水道などの汚水処理の普及

合併浄化槽^{※2}を含めた下水道などの計画的な整備を推進し、市全域での汚水処理を普及します。

2 下水道などへの接続による水洗化の促進

下水道などの整備に伴い、未接続家庭などの下水道接続工事を促進し、市全域の水洗化に努めます。

3 公共下水道への統合

農業集落排水施設やコミュニティ・プラント施設の老朽化や維持管理状況を踏まえ、公共下水道への接続替えを進めます。

市民の役割

家庭から出る雑排水を公共下水道や農業集落排水、コミュニティ・プラントへ接続をするとともに、下水道施設に悪影響を及ぼすものは流さないようにします。合併浄化槽と、し尿汲取りの適正な維持管理をします。



関連計画等

- みよし市流域関連公共下水道事業基本計画(昭和45年度から令和7年度まで)
- 矢作川・境川流域(境川処理区)関連みよし市公共下水道事業計画(昭和62年度から令和5年度まで)
- 豊田都市計画下水道事業みよし公共下水道事業計画(昭和62年度から令和5年度まで)



用語解説

- ※1 地方公営企業…地方公共団体が独立採算制で経営する企業活動のこと。
- ※2 合併浄化槽…し尿と生活雑排水を合わせて処理する浄化槽のこと。

公共交通

●現状と課題

本市の公共交通は、おかし地域を東西に横断する名鉄豊田線、なかよし地域などを日進市赤池から豊田市までを結ぶ名鉄バス「星ヶ丘豊田線」や赤池駅とアイ・モール・イオン三好店間の名鉄バス「イオン赤池線」、知立駅とアイ・モール・イオン三好店を結ぶ名鉄バス「愛教大線」が運行されています。

また、これら民間バス路線を補完する公共交通として市のコミュニティバス「さんさんバス」が市内を網羅するように運行するとともに、さんさんバスのバス停から遠い地区からもさんさんバスへ乗り継ぐことができるように「乗合タクシー」を運行しています。



さんさんバス

さんさんバスは、1日当たり2路線、各25便、車両6台(平成31年3月現在)で運行しており、年間28万人以上の人々が利用しています。

高齢化の進展に伴い、市民の移動手段として公共交通の果たす役割は、ますます重要視されてきています。平成28年度に実施した市民アンケートの結果では、鉄道やバスなど公共交通に対する市民満足度は低く、さらなる公共交通のサービス向上が求められています。

また、公共交通は市民の暮らしを支える社会基盤の一つであるだけでなく、渋滞解消や環境保全といった観点からも大変有効な交通手段です。

今後は限られた財源の中で、路線の増便や公共駐輪場の整備のほか、鉄道、路線バス、タクシーなどの公共交通相互の連携や近隣市町を含めた交通ネットワークの構築など、市民ニーズに対応した公共交通サービスの向上を図ることが重要です。

●取組分野のねらい

公共交通のサービス向上により、自家用車に過度に頼ることなく、子どもから高齢者まで、誰もが気軽に外出できるまちを目指します。

●目標指標

指標名	指標の定義	現状値	中間値 (令和5年)	目標値 (令和10年)
さんさんバスの利用者数	さんさんバスの年間利用者数	286,191人	315,000人	330,000人

主な取組

1 さんさんバスの充実

子どもから高齢者まで、誰もが安心して公共交通を利用でき、気軽に外出できるようにさんさんバスの運行を充実します。

2 地域公共交通網形成計画の策定と計画内容の実践

地域全体の公共交通のあり方や役割を定めた計画を策定し、その実現に向けた取り組みの実践や鉄道、バスなどの公共交通の利用促進のための取り組みを推進します。



車いすのまま利用できる「さんさんバス」

3 自家用車に過度に頼らない環境づくり

公共駐輪場を整備し、サイクル&ライド[※]を推進することで、公共交通の利用を促進します。

市民の役割

公共交通の役割を認識し、積極的に公共交通を利用することにより、過度に自家用車に頼らないように努めます。



関連計画等

● みよし市地域公共交通網形成計画(令和元年度策定予定)



用語解説

※ サイクル&ライド…自転車でバス停や駅まで移動し、バスや電車に乗り換えるシステムのこと。

道路

●現状と課題

道路は、人々の交流や経済の活性化に貢献し、災害時には緊急輸送の機能を担う大切な都市基盤です。

本市の主要道路は、東西軸として東名高速道路、一般国道153号があり、広域の交通アクセスの要となっています。南北軸として、都市計画道路豊田知立バイパス線が開通していますが、おかよし地域からみなよし地域へと縦断的に結ぶ都市計画道路三好ヶ丘駒場線をさらに整備する必要があります。

生活道路は、移動空間だけではなく、コミュニティ活動や防災、交通安全の側面からも重要な役割を担っています。

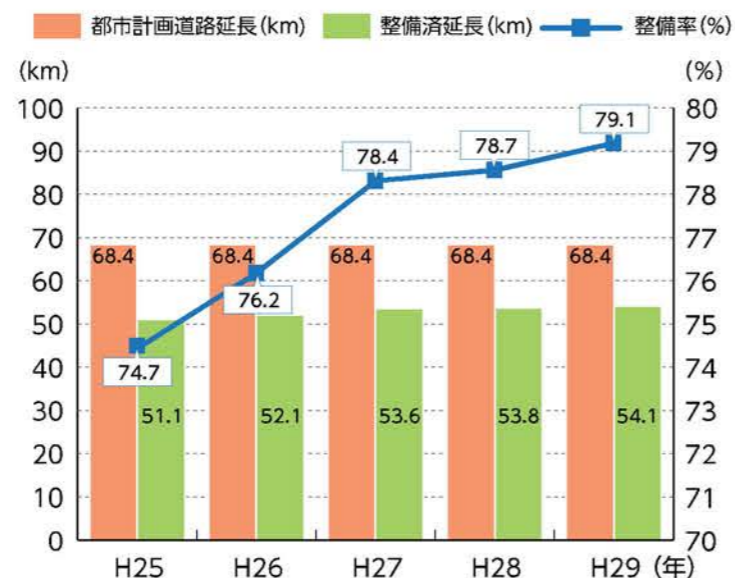
このため、地域住民と連携のもと、交通事故が発生する危険性の高い区間や通学路などについて、自動車と歩行者の分離により歩行者の安全確保を図るとともに、車両速度を抑制する道路構造などにより歩行者と自転車が共有する道路空間の創出に取り組むことが必要です。また、道路幅員が狭い道路では、災害時や緊急時など、緊急車両などの進入が困難な場合もあり、今後の高齢化の進展を考えると道路幅員の拡幅が非常に重要です。

今後、道路の安全な利用のためには、年々劣化する舗装や附帯施設などの適切な維持管理が必要です。

●取組分野のねらい

計画的に幹線道路や歩道の整備を推進するとともに、生活道路も含め維持管理に努め、安全で快適に移動できる道路環境を目指します。

都市計画道路整備の推移



資料：道路河川課

●目標指標

指標名	指標の定義	現状値	中間値 (令和5年)	目標値 (令和10年)
都市計画道路整備率	都市計画道路の計画延長に占める整備済延長の割合	79.1%	81%	83%

主な取組

1 幹線道路の整備

都市計画道路の未整備路線について整備を促進します。中心市街地活性化のため、市役所周辺の都市計画道路については、ユニバーサルデザイン^{*1}に配慮した整備を進めます。

2 生活道路の整備、維持・修繕

生活道路や交通安全施設などの整備は、地域からの要請に沿いながら計画的に整備し、市民生活の安全性・快適性の向上に努めます。

道路路面状況を把握し、安全で円滑な交通環境の確保や維持管理を効率的に進めます。

3 橋の新設、維持・修繕

道路整備や河川改修に合わせ、景観や耐震に配慮した橋づくりに努めます。

経年的に劣化する橋に対して、「橋梁長寿命化修繕計画^{*2}」に基づき計画的な維持・修繕をします。

市民の役割

計画道路の公共的な役割を理解し、事業への協力や身近な生活道路の清掃、草刈りを行い、道路の不具合などの速やかな連絡などに協力します。



● 橋梁長寿命化修繕計画(平成25年度策定)



^{*1} ユニバーサルデザイン…年齢や身体能力、文化、言語、国籍、性別などにかかわらず、全ての人が使いやすいように施設や製品などをデザインすること。

^{*2} 橋梁長寿命化修繕計画…今後老朽化する橋が増えることから、修繕計画を策定し、予防的な修繕と計画的な架け替えを行うとともに、橋の寿命延伸などによるコスト削減を図ることを目的とした計画のこと。

市街地整備

●現状と課題

道路や公園などの都市基盤施設と住宅地を総合的に整備する土地区画整理事業により整備された市街地は、市街化区域内の約4割強(466.6ha)を占めています。現在は1地区(12.0ha)で土地区画整理事業が施行されています。また、民間では低層戸建の住宅地開発が行われており、良好な住宅市街地の形成が進んでいます。

これまでまちづくり土地利用条例や地区計画^{※1}制度などにより開発などの誘導を進めてきました。しかし、都市基盤が整っていない市街地については、道路や公園などの整備をしていくことが課題であり、この解決に向けては、市民主体のまちづくりが必要です。

市役所を中心とする既存市街地には、図書館学習交流プラザ「サンライブ」や保健センター、福祉センターなど多くの公共施設があり、また、銀行や郵便局などの公益施設や大型商業施設が隣接し、本市の中心拠点をなしています。しかし、商店の集積化などにより人の動きが変化し、既存市街地の持つ機能が失われつつあります。

今後、市役所周辺と大型商業施設エリアにおけるにぎわいの連携を図るため、市街地としての基盤整備を推進し、文化や行政、商業、公園などの機能を結ぶ都市計画道路の整備に加え、中心市街地^{※2}の活性化に向けた新たな取り組みが必要です。

●取組分野のねらい

公共施設などを適切に配置するとともに、持続的な発展に向けた都市基盤の整備を促進することで、安全で快適なまちづくりを目指します。

●目標指標

指標名	指標の定義	現状値	中間値 (令和5年)	目標値 (令和10年)
市街地整備済面積	土地区画整理事業の整備済面積と地区計画が定められた(区画整理を除く)整備済の面積	542.9ha	575ha	633ha

主な取組

1 住宅用地の整備推進

良好な住環境を整備するとともに、円滑な交通体系を確立した利便性の高い市街地を形成し、中心市街地の活性化を図ります。また、市街地の低未利用地の活用により住宅地の形成を進めていきます。

2 地区施設整備事業の推進

水害対策のための調整池や暮らしの中での憩いの空間である公園の整備を進め、周辺の住環境の形成により、にぎわいを創出し中心市街地の活性化を図ります。

3 都市計画道路の整備促進

中心市街地の各施設の連携による人々の活性化を図るため、文化や行政、商業、公園施設の機能を結ぶ都市計画道路の整備を推進します。

4 地区計画制度の活用

まちづくり土地利用条例や地区計画制度などにより開発などの誘導を図ります。

市民の役割

市民や地区の組織が主体となり、また市民と行政とが連携してまちづくりを進めます。



関連計画等

● みよし市まちづくり基本計画(令和元年度見直し予定)



用語解説

※1 地区計画…都市計画法に定められたまちづくりの手法の一つで、一定のまとまりを持った地区を対象に、その地区の実情に合ったきめ細かい規制を行う制度のこと。

※2 中心市街地…市役所を中心とする既存市街地と隣接する公益施設や大型商業施設を包括するエリアのこと。

景観

●現状と課題

本市は、美しい田園や活力ある工業地域、閑静な住宅地や緑豊かな自然がバランスよく配置されています。市街地と自然を包含した都市景観の創造や市内の田園景観の保全が重要であり、都市化が進む一方で、豊かな緑や自然環境の保全に対する意識の高揚や美しいまちなみなど、良好な景観形成に関する市民の関心が高まっています。

国においては、平成15年に美しい国づくり政策大綱が公表され、美しい国づくりの基本的な考え方が示されました。また、平成16年に良好な景観形成と豊かな緑の創出に向け、景観緑三法^{*1}が公布され、景観に関する法的な拘束力や都市の緑に関する総合的な法制度が整備されました。

本市では、景観法に基づいた景観計画区域を定め、平成22年9月に景観行政団体の指定を受けることで、開発を行う場合の届出の義務化や、平成23年4月には、水と緑豊かな良好な景観を保全または創出するために必要な事項を定めた「水と緑の風景を守り育てる条例」を施行しました。条例に基づき、平成23年4月に都市緑地法の規定に基づく市の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（緑のマスタープラン）と景観法の規定に基づく景観計画を一体的な内容とした「みどりと景観計画」を策定しました。

今後も、潤いのある生活空間の創造や地域の特性を生かした個性あるまちづくりを進めるにあたり、景観形成のための具体的な施策展開を図る必要があります。

市街地の緑のたたずまいを含めたまちなみの品格の確保など、市街地の良好な景観形成を図るための景観地区の指定については、指定区域内の住民の理解を得る必要があります。

●取組分野のねらい

都市空間の形成や景観に配慮した住環境の整備を進めることにより、市民が「住み続けたいまち」と思えるようなまちを目指します。

●目標指標

指標名	指標の定義	現状値	中間値 (令和5年)	目標値 (令和10年)
景観に配慮した地区数	景観に配慮した地区計画 ^{*2} の策定数	6地区	6地区	7地区

主な取組

1 みどりと景観計画の推進

良好な景観形成を図るため、水と緑の風景を大切にし、自然と共生できる環境づくりに向けた取り組みを進めます。

景観計画区域内の地域のシンボルとなっている美観的に優れている樹木で、周辺の景観に影響を与えるものを「景観重要樹木」として、指定を進めます。



景観重要樹木に指定された蜂ヶ池公園のシダレザクラ

2 公共サインの整備

市内の公共施設への分かりやすい案内標識を行うと同時に、公共サインのデザインに秩序を持たせることにより、親しみやすさや、潤いのある良好な景観の形成を図ります。

市民の役割

周辺との調和に配慮し、民有地の良好な景観形成に努めます。



関連計画等

- みよし市まちづくり基本計画（令和元年度見直し予定）
- みどりと景観計画（平成23年度から令和5年度まで）
- みよし市サイン計画



用語解説

- ※1 景観緑三法…「景観法」、「景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」、「都市緑地保全法等の一部を改正する法律」の3法の総称のこと。
- ※2 地区計画…都市計画法に定められたまちづくりの手法の一つで、一定のまとまりを持った地区を対象に、その地区の実情に合ったきめ細かい規制を行う制度のこと。

住まい

●現状と課題

本市では、市民の生活基盤である住宅の安全と定住促進の観点から、建築物の耐震化を促進し、良質な住まいの確保に向けた取り組みを行っています。

木造住宅では、平成29年度末までに667戸の耐震診断と143戸の耐震改修が実施されていますが、地震による倒壊を防ぐためには、3,450戸程度ある昭和56年以前に建築された耐震診断を行っていない木造住宅の



三好ヶ丘地区のまちなみ

耐震性を的確に把握し、必要に応じて耐震改修などを進めることが重要です。また、非木造住宅の耐震診断や耐震改修の促進を図るとともに、避難路や通学路などに面した老朽化した空き家についても耐震改修を進める必要があります。耐震化を促進するためには、耐震診断・改修の補助制度のさらなるPRが必要です。

さらに、本市では空き家バンク制度^{*}の創設や多世代世帯を対象とした空き家の取得費用の助成など、住宅取得に関する情報発信と経済支援を行っており、今後も広く本市への移住・定住をさらに推進し「みよし市に住みたい、住んで良かった、住み続けたい」と思えるような環境づくりを進める必要があります。

●取組分野のねらい

建築物の耐震化を促進し、地震の被害から市民の生命と財産を守るとともに、若年層の定住促進を図り、活気のあるまちづくりを目指します。

●目標指標

指標名	指標の定義	現状値	中間値 (令和5年)	目標値 (令和10年)
住宅の耐震化率	住宅総戸数に占める耐震化された住宅(一戸建て住宅、長屋、併用住宅、共同住宅)の割合	87.5%	92%	97%

主な取組

1 建築物の耐震化促進

地震の被害から市民の生命と財産を守るため、住宅の耐震化について補助制度のPRを行い、建築物の耐震化を促進します。

2 空き家の活用

空き家対策として、多世代同居や近居向けに空き家のデータベースを整備し、住宅取得に向けた情報発信と経済支援を行います。

市民の役割

自己の住宅や所有する建築物の耐震性を把握し、必要に応じて耐震のための改修を行います。

安全で良好な生活環境の確保のため、空き家の適正管理と活用促進に努めます。



関連計画等

● みよし市建築物耐震改修促進計画(平成29年度から令和2年度まで)



用語解説

^{*} 空き家バンク制度…市内に空き家と土地を持っている人が、譲渡、賃借を希望する場合に、その物件情報を空き家バンクに登録して、本市に定住するために空き家を購入または賃借を希望する人に、その登録された情報を提供することができる制度のこと。

雇用対策

●現状と課題

本市では若者や子育て中の女性、高齢者、障がい者など、地域住民の生活の安定・再就職の促進を図るため、平成27年11月に就労支援センター「ジョブサポートみよし」を開設し雇用の安定を図っています。

完全失業率^{※1}は減少傾向にあり、逆に有効求人倍率^{※2}は伸びつつあります。このように少しずつ景気は回復してきていますが、引き続き雇用の安定を図っていく必要があります。



ジョブサポートみよし

本市の人口は、当面伸び続ける見込みですが、高齢化は確実に進行していきます。また、仕事と家庭の両立や労働時間の短縮などの働き方改革や定年年齢の引き上げなど労働・雇用環境が大きく変化し、こうした変化に対応した雇用対策が企業に求められています。今後、就業相談窓口や職業紹介窓口の充実により若者や女性、高齢者、障がい者などの就労機会の拡大を図ることが必要です。

●取組分野のねらい

若者や女性、高齢者、障がい者などに対し、地域社会での活躍や就労を促進し、地域雇用の安定化を目指します。

●目標指標

指標名	指標の定義	現状値	中間値 (令和5年)	目標値 (令和10年)
就労者数	ジョブサポートみよしを通して1年間に就職した人数	286人	290人	295人

主な取組

1 雇用対策の充実

国、愛知県などと協力し雇用の確保と改善、働く人たちの安全で安心して働ける環境づくり、少子高齢化が進行する中での多様な働き方の実現を支援します。

2 就労支援の推進

就業に意欲的な若者や女性、高齢者、障がい者などに向けた就労支援セミナーなどを開催し、就職をサポートします。

3 近隣地域との連携による雇用対策支援

近隣地域の市町と連携し、就職フェアなどを開催するなど、就労意欲の高揚、就労情報の提供により雇用対策を図ります。

市民の役割

自発的、積極的に各種セミナーなどへ参加し、就労意欲の高揚を図ります。



※1 完全失業率…15歳以上の働く意欲のある人(労働力人口)のうち、仕事を探しても仕事に就くことができない人の割合のこと。

※2 有効求人倍率…公共職業安定所に登録している求職者数に対する企業からの求人数の割合のこと。